

平成 24 年度 高知県公立学校事務研究会香長支部 秋季研修会記録

平成 24 年 11 月 12 日(月)／香南市天然色劇場(14:00～16:45)

司会:南国ブロック 記録:嶺北・香美ブロック

○開会 (支部長あいさつ)

今年度は第 1 回目の会が 11 月と、遅くなってしまい申し訳ありません。

今年度の役員は若年者が多いので、暖かい目で見守っていただきたいです。

また来年度の県大会で全体研修を担当することになるが、役員になっていない方にも協力をお願いします。

今日は、お忙しい中多くのご参加ありがとうございます。半日充実した研修会になればと思います。

○自己紹介

○平成 24 年度 香長支部研究内容について

研究テーマは、前年度と同じ「地域の学校事務の組織力と質の向上をめざす」とし、年 2 回 (秋季、冬季)の研修会を予定。

来年度の県大会での発表に向けての研究と方向性は、「学校防災・危機管理」と研究テーマである「地域の学校事務」の視点を入れた内容で研究・研修を行う。3 学期に予定している研修会は、県大会に向けた内容で行う。県大会での発表に向けプロジェクトチーム体制で研究部員以外からも参加協力をお願いする。

○平成 24 年度香長支部の運営について

- ・香長支部運営規定、運営内規の説明

(資料の訂正) ブロック輪番表の H 2 5 年度の列を削除、H 2 6 年度を H 2 5 年度に変更。

- ・H 2 3 年度の会計報告
- ・H 2 4 年度予算案の提案・議決

参加者の拍手を持って議決された。

○幹事会報告

- ・安芸支部では、室戸市で来年度から共同実施が始まる。

今年度から支部 (安芸郡・市) の研修会の回数が減った。

- ・高知支部では、学校事務のグランドデザインについての研究に取り組んでいる。
- ・高吾支部では、四万十町の HP を活用した、教員向けの校内研修などを行っている。
- ・幡多支部では、新学習指導要領にある「言語活動」を重点においた研修を考えている。

土佐清水市では、来年度から共同実施が始まる。

- ・今年度の四国大会で、徳島県の分科会で提案された「災害時マニュアル」の利用について、高知県の本部から徳島県に確認をする。
- ・四事研研究部に興味がある方は、支部長まで連絡
- ・学校財務ウィークの実践事例で、紹介できる事例があれば、11 月 14 日 (水) までに支部長まで連絡
- ・今後の研修会の予定

12 月 1 日 … 研修部 自前研修

1 月 25 日 … 県事研冬季研修会

来年度 8 月 22、23 日 … 県大会 (高知大会)

○防災学習

グループに分かれ、防災シチュエーションシート毎のサービスの取り扱い等について「高知県教育関係職員必携（赤本）」を使って調べる研修を行った。

①勤務している学校が避難所に命じられ、そこで勤務することになった場合、特殊勤務手当等は発生するのか

→管理職、教員、事務職等、職種により取り扱いが異なるのではないかと。

管理職 … 「管理職員特別勤務手当」（赤本P1381）

教員 … 「特殊勤務手当」

（赤本P1146～「職員の給与の支給等に関する規則」7条関係）

（赤本P1195の別表に詳しい記載あり）

事務職 … 時間外手当で対応できるのではないかと。

②地震で自宅が全壊した職員は出勤しないといけないか？

→要件を満たしていれば特別休暇が取得できるのではないかと。

赤本P1605～ 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例15条関係

赤本P1626 一覧表の（3）の休暇

（平成24年3月14日付 23高教政1978号文書により改正あり）

③避難所運営の業務で私有車を使ってよいか？

→市町村立学校の職員の場合は、各市町村の私有車の公務使用に関する規定によるのではないかと。

（県立学校職員の場合は、赤本P2103～ 「自家用車の公務使用について」の通知文あり）

④災害時、学校において授業が実施できていない場合、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当は支給されるか。

→

多学年手当 … 赤本P1194別表によると、「多学年学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない職員」には支給しない、とある。長期的に授業が実施できていない場合などは、支給できないのではないかと。

連絡指導手当… 授業の実施の有無等に関する事が支給要件の中に記載されていないので、支給できるのではないかと。

⑤災害時、業務の途中で休憩時間が取れない場合は休憩時間を与えないということはあるのか。

→できないのではないかと。

（赤本P1605～ 「公立学校職員の勤務時間、休日に関する条例」7条関係）

⑥自宅から職場への通勤途中が災害のため不通になり、通勤が困難になった場合、どのような対応をとるのか。またどのくらいの時間、とることができるのか。

→まずは、他の方法、ルートで職場に行くことができないかを確認する。それでもどうしても出勤ができない場合は、交通が復旧するまでの期間特別休暇が取得できるのではないかと。また、別のルートで出勤できた場合で、迂回等をしたために勤務時間に遅れた場合、職場に到着するまでの時間は特別休暇が取得できるのではないかと。

（赤本P1626 一覧表の（1）の休暇。平成24年3月14日付 23高教政1978号文書により改正あり）

○閉会